

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K04202

研究課題名（和文）少年教護院における処遇困難児への特別な処遇と院外教護の実態

研究課題名（英文）Treatment of Children with Intellectual Disabilities in Juvenile Homes for Education and Training

研究代表者

山崎 由可里（Yamazaki, Yukari）

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：60322210

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、少年教護院における障害児など処遇困難児への特別な処遇と院外教護の実態の解明を目的とした。その結果、以下の4点を明らかにした。第1に、各少年教護院入院可否の規準は、概ねIQ、家庭環境等をもとにしており、IQはIQ74以下 60以下 50以下に大別された。第2に、入所児童中の「精神薄弱」児等への特別な処遇は、特別学級の開設 可能な限りでの個別対応していた。第3に、入院不可と判断した場合、家庭に返す 地域の少年教護委員へ委託 国立武蔵野学院へ措置していた。第4に、少年教護委員の活動状況は自治体で異なり、組織的な活動をした大阪市を除き、大半の自治体では委員の篤志に依存していた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

感化院・少年教護院を淵源とする児童自立支援施設には、その対象とする児童が、非行などの「問題行動」とともに、被虐待や発達障害を有するなど、複合的な課題を抱えているということが指摘されている（子ども家庭庁『社会的養護の推進に向けて』）。本研究は、従来の研究では欠落していた、児童自立支援施設が所蔵する一次史料にもとづき、入所児童の鑑別の具体や入所児童の実態、複合的な課題を抱える処遇困難児に先達はどう向き合ってきたのか（＝具体的な指導や教育）について明らかにした。歴史研究である本研究は、現在の児童自立支援施設における実践課題を相対化してとらえる一助となる研究である。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to elucidate the actual conditions of special treatment and out-of-institute teaching care for children with disabilities in Juvenile Homes for Education and Training. As a result, the following four points were clarified.

First, the criteria for admission to each institution were generally based on IQ, family environment, etc. IQ was roughly classified into the following categories: (1) IQ 74 or below, (2) IQ 60 or below, and (3) IQ 50 or below. Second, special treatment was (1) the establishment of special classes, and (2) individualized treatment to the extent possible. Third, when it was determined that admission was not possible, the children were (1) returned to their families, (2) entrusted to local juvenile care commissioners, or (3) sent to the National institution. Fourth, without Osaka city, most of the municipalities depended on the benevolence of committee members.

研究分野：障害児教育学

キーワード：少年教護院 少年教護法 児童鑑別 少年教護院調査要項

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

感化教育および教護教育とは、感化院(1900年感化法) 少年教護院(1933年少年教護院) 教護院(1947年児童福祉法) 児童自立支援施設(1997年児童福祉法改正)と名称を変えた施設における教育である。そして、内務省所管の当該施設は、戦前唯一立法化された児童保護施設であり、刑罰懲治ではなく行政処分として教育の方法により、不良行為を為す・あるいは為す虞のある児童を取り扱おうとするものであった。

歴史的に見れば、そこでの教育は、学科教育と実科教育(農作業など労働を通じた教育)そして生活指導を柱としてきた。また、過去も現在も共通しているのは、対象児童が、非行などの「問題行動」とともに、被虐待や発達障害を有するなど、複合的な課題を抱えているということである。これは、法的な対象規定と実際の入所児童との間に不整合性がみられたということでもある(厚生労働省『社会的養護の推進に向けて』)。戦前期でいえば、感化法や少年教護法で規定された対象児童(1900年感化法: 8~16歳未満「親権者・後見人なく遊蕩・乞丐・悪交」なす児童、1933年少年教護法: 14歳未満「不良行為を為し又は為す虞ある者」等)と規定されていた。しかしながら、例えば、精神医学者の三宅紘一・杉田直樹・熊谷直三郎による全国感化院入所児童調査(1924年、内務省委託)や、精神科医が院長を務めた兵庫県立農工学校(現在の兵庫県立明石学園)が1938年に実施した入校児童調査では、当時の診断水準に依る点に留意しなければいけないけれども、入所児童の多くが「精神薄弱」あるいは「性格異常」の傾向を示し、不就学や小学校低学年での中途退学者の割合が高く、集団生活の経験が乏しいこと、赤貧・貧困、継母・継父、虐待や遺棄など、劣悪な家庭環境出身者が大半であったことなどが明らかにされている。このような、法的な対象規定と入所児童の実態との不整合性は、「問題行動」の背景に学力不振や貧困、発達障害等の課題を抱える現在の児童自立支援施設の入所児童の実態にも看取される問題である(厚生労働省『社会的養護の推進に向けて』)。このように過去も現在も当該施設には指導困難な児童が在籍しているが、そのような子どもたちに先達はどのように向き合ってきたのか。現在の実践課題を相対化してとらえ返すためには、複合的な課題を抱えた入所児童の実態と彼・彼女らへの具体的な教育の淵源を明らかにすることが不可欠である。

以上のような児童自立支援施設の入所児童の実態と処遇に関する歴史性をふまえ、感化教育史・教護教育史研究において、児童自立支援施設における処遇困難児童への指導や処遇課題を歴史的視点から解明することが喫緊の課題であると指摘されている(石原・二井・長沼・藤原・山崎「感化教育史研究の到達点と今後の課題(2011)」『長谷川仏教文化研究所年報』)。そして、児童鑑別による少年教護院入所の可否や児童の実態に即した分析には、上記の三宅等のような量的な入所児童調査だけでなく、入所児童の記録等の一次資料をもとにした個別具体的な事例の検討が必要である。しかしながら、児童の入所理由や心身の状態・家庭環境、退院後の処遇、予後など、入所児童の実態や具体的な処遇に関する研究は、入・退院生の統計的調査(各児童自立支援施設の記念誌や留岡清男(1964)『教育農場五十年』など)や、感化院長会議録等をもとにした研究(例えば拙稿(2013)「感化院長会議等における障害児問題の展開」辻本雅史監修『論集 現代日本の教育史3 幼児教育・障害児教育』)が散見されるのみである。加えて、施設所蔵の一次史料を用いた個別具体的な入所児童の実態に関する研究は、前出二井『留岡幸助と家庭学校』や東京感化院の一次史料を用いた庄司の研究(例えば庄司拓也(2014)「東京感化院と院児の通学」『千葉・関東地域社会福祉史研究』第39号)など僅かであり、緒に就いたばかりである。このような先行研究の現状は、第1に、不良・浮浪少年中に内在する「精神薄弱」児等の見落とし、第2に、公文書館や児童自立支援施設などが所蔵する一次史料発掘や保存・整理などが十分なされていないという史・資料的制約、第3に、少年教護院入所児童中の「精神薄弱」児等の指導困難児の国立感化院への転院や、児童鑑別による少年教護委員への委託(院外教護)等の具体的説明がなされていないため、と考える。本研究は、これら3点に着目し、先行研究の限界を克服する研究として位置づく。

2. 研究の目的

本研究は、少年教護院における「精神薄弱」児等の処遇困難児への特別な処遇と院外教護の実態の解明を目的とする。現在の児童自立支援施設と同様に、この施設の淵源である感化院(明治33年3月10日法律第37号感化法による施設)には、「精神薄弱」児や貧困・虐待などの家庭的困難を背景にもつ児童が多数入所していた。この点に着目し、少年教護法制期(1934年施行~1947年)を対象に、4つの課題を設定した。各少年教護院における、少年教護法(昭和8年5月5日法律55号少年教護法により少年教護院と改称)で新設された入院可・不可を判断する児童鑑別の規準、少年教護院における処遇困難な児童と特別な処遇(院内特別学級や個別指導など)の実態、鑑別により少年教護院入所不可となった児童の実態と予後、院外教護とそれを担った少年教護委員の具体的な活動の解明、である。

3. 研究の方法

本研究では、上記の研究目的および具体的な課題を明らかにするために、以下の4つの方法をとる。第1に、児童鑑別の規準(目安)や入院可否の理由を示す厚生省(1940)『少年教護院調査要項』という名称の調査への各施設からの「回答」の分析、第2に、『少年教護院調査要項』への回答のさらなる渉獵・整理、第3に、愛知学園などに開設された「特別学級」関係資料や児童記録などの一次資料、および『児童保護』等雑誌掲載の事例報告の分析である。さらに、第3に、

不良少年中の「精神薄弱」児等を受け入れた八事少年寮など「精神薄弱」児等施設関係資料、児童鑑別の記録などの分析、第4に、院外教護とそれを担った少年教護委員の具体的な活動については、柳政一文書や各地の少年教護委員協会機関誌などの分析をおこなった。

4. 研究成果

本研究期間において、以下のような研究成果をあげた。

2017年度は、本研究をすすめる上で主要な資料を渉猟した。その結果、(1)厚生省児童課が全国の少年教護院に対して実施した『少年教護院調査要項』32施設分を確認し、『少年教護院調査要項』の影印本およびDVDの作成を行った。(2)調査項目は、1.名称 2.所在地 3.沿革 4.設備 5.職員 6.院生内11項目 1)在院生年齢 2)在院期間 3)入院理由 4)院生性情 5)院生就学程度 6)教護困難理由 7)院生扶養者 8)院生の家庭生活程度 9)入院紹介者 10)無断外出 11)入院不許可理由 7.教護の方法 1)院内生活 2)学科 学級編成方法 教科目並毎週教授時数 学科進度の認定方法 精神薄弱者並に精神低格者の処置 院生の教科目に対する好悪 学科が院生に及ぼす効果 学科認定の要、不要並其の理由 3)実科 4)体育と教護衛生 5)特殊訓練 6)その他 現在実施しつつある賞罰の種類並びにその方法 不良行為改善の進捗とその認定標準 退院許可の標準 女子院生に対する特別の処置 8.昭和14年度決算、昭和15年度予算 9.仮退院生及退院生 1)最近三ヶ年間に於ける仮退院生及退院生の就職先別人員調 2)最近三ヶ年間に於ける仮退院生及退院生の失敗原因調 3)仮退院生及退院生の身元保証の方法 4)仮退院生及退院生にして失敗せる者の措置 10.後援機関 11.関係機関との連絡状況 12.一般社会に対する本事業の趣旨普及方法少年教護院入所の可否、であった。(3)各施設からの回答を比較検討し、入院の基準(児童鑑別)として、「精神薄弱」(概ねIQ70以下)「精神病」「重度肢体不自由」「伝染病」等の者は入所不可としている施設が大半であるものの、入院児童の実態では「精神薄弱」の児童が混在し、大規模な施設では院内に「特別学級」を開設して学習指導するなど特別な処遇を講じていること、などを明らかにした。

2018年度は、2017年度に収集した資料(厚生省児童課『少年教護院調査要項』への各少年教護院からの回答など)をもとに、(1)少年教護院入所可否の規準、(2)入院不可の場合の具体的な処遇について整理・分析した。(1)については、1.環境改善の必要がある者 2.非精神病患者 3.非伝染病患者 4.非身体障害者 5.知能指数75以上 6.「精神薄弱」の程度軽度の者 7.教化性が認められる者 8.「白痴」であっても教護の可能なる者 9.「変質」傾向の無い者 10.14才以下の者 11.鑑別機関の決定による者が入所の規準であった。また、1.家庭の善導により自宅教護を期待し得る者、2.少年教護委員の教護により教護の目的を達成しうる見込みある者、3.伝染病患者等で長期治療を要する者、4.身体虚弱にして集団生活に困難ある者、5.7才以下で集団的生活に困難ある者、6.「精神薄弱」で教護困難と認められる者、7.知能指数による規準では74以下、60以下、50以下に大別され、8.「性格異常」の著しき者、9.精神病患者若しくは脳炎後遺症、てんかんの甚だしい者、10.満15才以上の者、11.親権者無理解の場合、12.悪友多数有る者、13.満員の場合、14.予算不十分等で収容困難な場合などが入院不可の規準であった。(2)については、1.特殊施設に収容(精神病院、治療教育所、「精神薄弱者」保護所、国立少年教護院(武蔵野学院)少年審判所送致、警察署の教護留置を活用など) 2.保護者、少年教護委員、篤志家等に教護委託(家庭での教護、少年教護委員の観察・保護、小学校長、市町村長等の保護、施設保護団体の保護、教護に理解ある篤志家に保護を委託、教護院の後援団体に保護を委託など) 3.年長者の場合就労を提案、などであった。これら全体の傾向とともにA少年教護院の資料をもとに具体的な事例を挙げて検討し、学会発表および論文執筆に取り組んだ。

2019年度では、(1)2018年度の研究計画のうち2018年度中に実施できなかった課題の遂行、(2)少年教護院入所不可と鑑別された児童の実態とその後の処遇の解明に取り組んだ。(1)については、少年教護院内での学級編成および特別学級開設など「精神薄弱」児童・「性格異常」児童への対応、少年教護院における「精神薄弱」児童への具体的な教育指導事例の検討、およびこれらの関連資料の渉猟に取り組んだ。に関連して、これまで特別学級を開設し入所児童中の「精神薄弱」児等に対応していた収容児童数100名超の大規模少年教護院(愛知学園、大阪修徳学院など)に加え、中規模施設(例えば定員45名の新潟学園など)においても特別学級を開設し「精神薄弱」児等へ特別な処遇を実施していたことを明らかにした。

(2)については、愛知県立児童鑑別所および愛知学園にて、「愛知学院(少年教護院)入所不可」と判定された児童の受け入れ先として、名大精神科教授杉田直樹が開設した八事少年寮が想定されていたことを示す具体的資料(『少年教護院調査要項』への愛知学園回答)を渉猟した。

杉田が八事少年寮を開設した動機は、精神科医が関与する少年教護院(感化院)にあったのではないかと、という仮説を検証するために、ドイツ調査を実施した。杉田はドイツ留学(1912年~14年)から帰国後、「独逸に於ける感化事業の発達」(『国家医学雑誌』338号)において「精神科医が関与する感化院の必要性」について言及していた。そこで、この中で杉田が高く評価していたミュンヘン近郊の感化院調査を実施したものの、杉田が訪問した感化院を特定することはできなかった。これらの成果については、感化教育史研究会にて、「精神医学研究と感化教育・教護教育との関連について」と題し、報告した。この報告などをもとに論文を作成中である。

2020年度は(1)少年教護院における入所要件および院内での特別な処遇(2)杉田直樹(名古屋帝大教授・精神医学者)がドイツ留学中に見聞した「医師の関与する感化院」の特定、およ

び彼が設立した非行障害児施設八事少年寮（愛知県から委託の少年教護院入所不可児童を受け入れた施設）に関連する資料分析（3）『少年教護時報』等の刊行物、国立武蔵野学院および大阪修徳学院所蔵の『柳成一文書』など、少年教護委員の具体的な活動内容に関する資料渉猟および分析（4）本研究の総括、を計画した。（1）については学会発表（第79回日本教育学会研究大会）を行った。（2）については 杉田がドイツ留学中に見聞した「医師が関与する感化院」の特定には至らなかったものの、2019年度までに渉猟した資料の中にドイツの精神科医と犯罪・非行青少年（知的障害児を含む）への対処に関するものが含まれており、精神科医の対処は後の障害者「安楽死」計画にも影響を与えたこと、ドイツを模した国民優生法（1940年）制下については不明であるものの、戦後日本の優生保護法制下において優生手術を施された教護院入所児童の例があること、などが判明した。これらについては、本研究に継続する研究課題のひとつととらえ、「人間の尊厳をふみにじった障害者『安楽死』計画」としてまとめた。また、所蔵機関（者）が皆無であり貴重な資料である『八事少年寮経営要録やごと』の影印本を作成した。（3）については、2019年度までの資料調査で国立武蔵野学院所蔵の『柳成一文書』は、大阪以外の少年教護委員の活動に関する内容も含まれていることを確認しているものの、コロナ禍により国立武蔵野学院での資料調査の遂行が不可能となり、武蔵野学院と大阪修徳学院所蔵の両『柳成一文書』を総合して検討することができなかった。そのため、研究機関の延長を申請した。

2021年度は、総力戦体制下の少年教護院における 児童鑑別による児童分類の実態、少年教護院の入院規準、特別学級開設など、「精神薄弱」児や「性格異常」児など処遇困難な者への特別な指導、院外教護や入院不可と鑑別された者の処遇、などについて、主に厚生省児童課『少年教護院調査要項』（調査実施は1940年）を手がかりに検討した。その結果、児童鑑別では、主に医師や心理士が知能検査を実施し、修学状況や家庭環境、窃盗など具体的な「問題行動」などをもとに総合的に判断（鑑別）して児童の処遇を決定していたこと、少年教護院ではおおむね知能指数60以下を入所不可の規準としていたものの、実際にはそれよりも低い者が入院している例も散見され、施設の規模の大きい施設ほど、入院児童の知能指数の幅が広い傾向がみられること、在院する「精神薄弱」児や「性格異常」児などへの特別な教育をほどこす例として、特別学級を開設した施設が存在したものの、それらは院医や心理士を配置した規模の大きな施設（100名以上）であり、少年教護院の大半を占める50名以下の小規模施設では、職員数も少なく、個別指導や特別学級開設など特別な処遇の実施は困難であったこと、少年教護委員委託として院外教護の対象になる者は比較的家庭環境が良好なケースが多く、行動面での問題が顕著で処遇困難と鑑別された者は精神病院への入院および国立武蔵野学院へ送致されたことを明らかにした。また、精神病院への入院と鑑別しても、実際に児童を受け入れる精神病院は皆無であり、わずかに八事少年寮（愛知県。名古屋帝国大学教授杉田直樹が経営）が受け皿になっていたこと、などを明らかにした。なお、コロナ禍により研究期間を延期したものの、2020年度に引き続き、国公立児童自立支援施設所蔵の個人情報を含む資料の確認ができなかったため、さらに研究期間の延長を申請した。

2022年度は、主に以下の3点について研究をすすめた。第一に、少年教護院長会議録の他、全国児童保護大会議事録および社会事業大会議事録（児童保護、少年教護、「精神薄弱」児等保護に関連する箇所）における少年教護問題および「精神薄弱」児問題に関する議論や建議、『少年教護院調査要項』のほか、大阪府『少年教護施設拡充計画案』（1934年）、『児童保護』『社会事業』『社会事業研究』などの雑誌、大阪修徳学院や国立武蔵野学院所蔵資料のうち、児童鑑別や院内での特別な教育指導に関係する論文・記事・調査等科学的な児童鑑別に基づく分類処遇と少年教護院内での特別な教育の実態、について整理を行った。第二に、科学的児童鑑別のオピニオンリーダーであった池田千年（兵庫県立農工学校長・精神科医）の児童鑑別論、大阪府や国立武蔵野学院における少年教護院改革案、戦後まもなく少年保導法案を提案した熊野隆治（大阪修徳学院長・国立武蔵野学院長）を中心とした特殊少年教護院構想を検討した。第三に、本研究を通して「寝食をともにする集団生活で追求された『独立自営（じりつ）』のあり方を現代的な教育課題に引き付けて検討し、寝食を共にする集団生活（生活教育）をベースとした「じりつ」像を仮説的に示した。具体的には、少年教護院では職員（教護・保母）と児童が小舎あるいは寄宿舎で寝食を共にする集団生活の中で独立自営をめざしていた点をふまえ、現代的な自立論の一環として、寄宿舎での生活教育とじりつ（自立と自律）のあり方、および職員の果たす役割に関する論文を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山崎由可里	4. 巻 28
2. 論文標題 「自立観」を問い直す-寄宿舎が果たす役割とは-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 障害児の生活教育研究	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yukari YAMAZAKI	4. 巻 66
2. 論文標題 Pre-War Treatment of Children with Intellectual Disabilities in Juvenile Homes for Education and Training Based on the 1940 Government Survey and Records in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Science Educational Science	6. 最初と最後の頁 33,38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18173/2354-1075.2021-0058	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 山崎由可里	4. 巻 26
2. 論文標題 人間の尊厳をふみにじった障害者「安楽死」計画	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 障害児の生活教育研究	6. 最初と最後の頁 81-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yukari YAMAZAKI	4. 巻 63
2. 論文標題 A Study on Child Classification and Special Needs Children at Reform Schools in Pre-War Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 HNUE Journal of Science	6. 最初と最後の頁 161-166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 山崎由可里
2. 発表標題 少年教護院における入所要件および特別な処遇に関する研究 - 『少年教護院調査要項』に着目して-
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山崎由可里
2. 発表標題 精神医学研究と感化教育・教護教育との関連について
3. 学会等名 感化教育史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari YAMAZAKI
2. 発表標題 A Study of Child Classification and Treatment at Children Classification Facility in Pre-War Japan.
3. 学会等名 International Conference Developing the Support Service for Persons with Disabilities. (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山崎由可里
2. 発表標題 少年教護院における入院・退院基準・教育実践・児童の実態等に関する研究
3. 学会等名 日本特殊教育学会第56回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------